

(証券コード：4208)

株 主 各 位

平成18年6月8日

宇部市大字小串1978番地の96

宇部興産株式会社

代表取締役社長 田村浩章

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、きたる6月29日(木曜日)午前10時より宇部市相生町8番1号宇部興産ビル3階大会議場において当社第100回定時株主総会を開催いたしますので、お繰り合わせのうえご出席下さるようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示願ひご捺印のうえ折り返しご返送下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

会 議 の 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第100期(自平成17年4月1日
至平成18年3月31日)連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期(自平成17年4月1日
至平成18年3月31日)営業報告書・貸借対照表および損益計算書報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第100期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」に記載のとおりであります。
- 第3号議案 補欠社外監査役1名選任の件
第4号議案 故取締役常見和正氏に弔慰金贈呈の件
第5号議案 取締役および監査役に対し退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬等の額および内容決定の件
第7号議案 監査役の報酬等の額改訂の件

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいませようお願い申し上げます。

営業報告書 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

・営業の概況

1. 企業集団の営業の経過および成果

当期の経済情勢は、世界的な原燃料価格の高騰が継続しその影響を大きく受けたものの、米国・アジアを中心に世界経済は堅調に推移し、国内経済においても設備投資と個人消費の増加による民需主導での景気回復が確実な足取りで進んでまいりました。

このような状況において、当社グループは平成16年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「New 21・UBE計画」の早期達成に向け、財務構造改善への取り組みと、事業収益力の強化・拡大に鋭意努めてまいり、最終年度の目標数値を一年前倒しして達成いたしました。

当社グループの連結売上高は前期に比べ326億8千3百万円増の5,953億9千1百万円、連結営業利益は98億5千7百万円増の421億6千9百万円、連結経常利益は96億2千万円増の332億5千4百万円、連結当期純利益は67億8千3百万円増の160億6百万円となりました。

また、当社単独では、売上高は前期に比べ267億1千8百万円増の2,758億2千2百万円、営業利益は10億3千8百万円増の214億7百万円、経常利益は26億1千万円増の186億5千7百万円、当期純利益は6億4千3百万円増の80億8千万円となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

化成品・樹脂部門

ポリブタジエン（合成ゴム）はタイヤ向けを中心に需要が旺盛で出荷は好調でありました。また、カプロラクタム、ナイロン樹脂の出荷は堅調でありまし

た。各製品とも原料価格高騰の影響を大きく受けましたが、良好な需給バランスを背景にスプレッド（製品と原料の値差）が改善いたしました。工業薬品の出荷は概ね堅調でありました。

この結果、当部門の連結売上高は、一昨年10月にポリエチレン事業を宇部丸善ポリエチレン(株)へ移管したものの、前期に比べ109億3千3百万円増の1,758億6千8百万円となり、連結営業利益は41億1千7百万円増の149億7千8百万円となりました。

機能品・ファイン部門

一昨年夏場以降に調整局面入りしたIT・デジタル市場の需要回復が当期夏場以降に本格化したことを受けて、液晶・プラズマディスプレイ向けを中心とするポリイミドフィルム、リチウムイオン電池用電解液・セパレーター、半導体向け高純度化学薬品などの出荷は好調でありました。医薬品原体・中間体の出荷は堅調であり、ファインケミカル製品の出荷も総じて好調でありました。

この結果、当部門の連結売上高は前期に比べ62億1千4百万円増の892億8千万円となり、連結営業利益は3億4千9百万円増の109億6千8百万円となりました。

建設資材部門

セメント・生コン事業は、セメント製造用の石炭等燃料価格高騰の影響を大きく受けましたが、民間需要の増加や災害復旧需要により出荷は増加いたしました。資源リサイクル事業においては各種廃棄物等を原燃料として最大限利用することにより、原価低減と循環型社会の形成に貢献しております。資源・建材事業については、床工事用セルフレベルング材などの出荷は総じて堅調でありました。

この結果、当部門の連結売上高は、当期より資源リサイクル事業の取扱高を売上計上したこともあり、前期に比べ166億1千1百万円増の1,924億8百万円となり、連結営業利益は1億1千5百万円増の97億2千8百万円となりました。

機械・金属成形部門

機械事業は、運搬機および橋梁などは出荷・受注とも減少いたしました。自動車産業向けダイカストマシンの出荷が好調で受注も大幅に増加いたしました。また韓国向けを中心に製鋼品等の出荷が引き続き好調でありました。

アルミホイール事業は、昨年3月米国アルミホイール製造会社を解散し、日本とカナダの2極体制による事業再構築を推進してまいりました。

この結果、当部門の連結売上高は、米国アルミホイール製造会社の解散および昨年4月船舶修繕事業を営業譲渡したことにより、前期に比べ73億1百万円減の1,024億6千8百万円でしたが、連結営業利益は54億3千万円改善し37億8百万円となりました。

エネルギー・環境部門

当部門は、石炭購入価格の高騰等により連結売上高は前期に比べ60億5千5百万円増の314億9千8百万円となり、連結営業利益は前期並みの23億7千6百万円となりました。

その他

その他の連結売上高は38億6千9百万円となり、連結営業利益は5億6千7百万円となりました。

企業集団の資金調達状況

当期は、本年3月に行った公募増資による196億2千3百万円に加え、自己資金、金融機関からの借入金などにより所要資金を賄いました。

なお、当期末連結有利子負債残高は、前期末に比べ560億9百万円減少し3,419億4千6百万円となりました。

企業集団の設備投資状況

当期は、生産設備の新增設、維持更改、省力化・合理化などを中心に総額247億3千4百万円の投資を行いました。

当期に完成した主要設備は、建設資材部門における苅田セメント工場での高

塩素バイパス処理設備であります。

また、当期に建設中の主要設備は、機能品・ファイン部門における8期ポリイミドフィルム製造設備、エネルギー・環境部門における電力卸供給事業用石炭火力発電所での木質バイオマス燃料導入設備であります。

2. 企業集団が対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、中国などを中心に引き続き世界経済は拡大基調で推移し、国内経済も民需主導による景気回復が見込まれますが、一方世界的な原燃料価格の高騰が依然として続いており、為替や金利上昇等の先行き不透明な要因も懸念されますことから、事業環境は予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画「New 21・UBE計画」で掲げた最終年度の目標数値を一年前倒しで達成いたしました。引き続き主要経営課題である財務構造改革と収益構造改革を更に推し進め、次期中期経営計画に向けて一層の飛躍を目指してまいります。

なお、当社の子会社である宇部興産機械(株)は、公正取引委員会より鋼橋工事に関し独占禁止法に基づく勧告を受け、これを応諾し、再発防止体制を再構築いたしました。同社がこのような事態に立ち至りましたことは、当社としても誠に遺憾であり厳粛に受け止めております。

当社グループは、企業の社会的責任に対する関心が高まりを見せている中、かねてより環境に対する積極的な取り組みを行うとともに、労働災害や設備災害の防止、コーポレート・ガバナンス体制の構築、コンプライアンスの徹底など、誠実に行動する企業グループとして評価されるよう努力してまいりましたが、加えて内部統制システムの整備・運用に努め社会的責任を果たしてまいります。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

3. 企業集団および当社の業績および財産の状況の推移

(1) 企業集団の業績および財産の状況の推移

区 分	第97期	第98期	第99期	第100期
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
売 上 高(百万円)	513,535	511,373	562,708	595,391
営 業 利 益(百万円)	26,399	22,017	32,312	42,169
経 常 利 益(百万円)	16,052	15,137	23,634	33,254
当 期 純 利 益(百万円)	8,120	13,635	9,223	16,006
株 主 資 本(百万円)	96,161	85,756	108,383	149,763
総 資 産(百万円)	745,890	699,498	706,686	700,437
1株当たり当期純利益(円)	9.61	16.07	10.07	16.83
1株当たり株主資本(円)	114.55	98.77	115.30	148.71
連結子法人等の数	68	71	70	66
持分法適用会社の数	48	39	36	35

- (注) 1. 第97期(平成14年度)は宇部サイコン(株)と三菱レイヨン(株)のABS事業を統合したUMG ABS(株)発足の影響もあり売上高は前期に比べ240億円減少しましたが、米国・アジア向け輸出が堅調に推移したことなどにより業績は向上しました。
2. 第98期(平成15年度)はセメント内需の一段の減少などにより売上高は前期に比べ21億円減となり、固定資産に係る減損会計基準の前倒し適用により当期純損失を計上しました。
3. 第99期(平成16年度)は国内経済が着実に回復する中、事業収益力の一層の強化・拡大に努めましたので、売上高は前期に比べ513億円増となり、業績も向上しました。
4. 第100期(平成17年度)は前記「1. 企業集団の営業の経過および成果」において述べたとおりであります。

(2) 当社の業績および財産の状況の推移

区 分	第97期	第98期	第99期	第100期
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
売 上 高(百万円)	229,272	227,017	249,104	275,822
営 業 利 益(百万円)	12,148	13,436	20,369	21,407
経 常 利 益(百万円)	6,644	8,603	16,047	18,657
当 期 純 利 益(百万円)	4,058	9,090	7,437	8,080
株 主 資 本(百万円)	90,886	85,871	97,695	127,924
総 資 産(百万円)	487,809	435,971	467,946	462,047
1株当たり当期純利益(円)	4.81	10.62	8.13	8.49
1株当たり株主資本(円)	107.79	98.59	103.62	126.78

・ 会 社 の 概 況 (平成18年3月31日現在)

1 . 企業集団の主要な事業内容

化成品・樹脂部門	カプロラクタム、ナイロン樹脂、工業薬品、ポリブタジエン
機能品・ファイン部門	機能性材料、ファインケミカル、医薬品
建設資材部門	セメント、クリンカー、生コンクリート、建設資材製品
機械・金属成形部門	諸機械器具、アルミホイール
エネルギー・環境部門	石炭、電力
そ の 他	不動産

2 . 企業集団の主要な事業所

(1) 当 社

本 社 宇部、東京
 営 業 所 大阪支店、名古屋支店
 工 場 等

化 学 生 産 部 門 : 千葉石油化学工場(市原市)、宇部ケミカル工場
 西沖工場(宇部市)、堺工場

建 設 資 材 部 門 : 宇部セメント工場、伊佐セメント工場(美祢市)
 苅田セメント工場(福岡県苅田町)

機 械 ・ 金 属 成 形 部 門 : 宇部アルミホイール工場

エ ネ ル ギ ー ・ 環 境 部 門 : 沖の山コールセンター(宇部市)

研 究 所 宇部研究所、高分子研究所(市原市)

(2) 子法人等

宇部興産機械(株) (宇部市)

宇部マテリアルズ(株) (宇部市)

宇部アンモニア工業(有) (宇部市)

宇部日東化成(株) (東京都中央区)

ウベ・オートモーティブ・ノース・アメリカ・メイソン・プラント, インコーポレーテッド (米国)

ウベ・マシナリー, インコーポレーテッド (米国)

ウベ・オートモーティブ・ノース・アメリカ・サーニア・プラント, インコーポレーテッド (カナダ)

ウベ・ケミカル・ヨーロッパ, エスエー (スペイン)

ウベ・エンジニアリング・プラスチックス, エスエー (スペイン)

タイ・カプロラクタム, パブリック・カンパニー・リミテッド (タイ)

タイ・シンセティック・ラバーズ, カンパニー・リミテッド (タイ)

3. 企業集団の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

化成品・樹脂 部 門	機能品・ ファイン部門	化学生産 部 門	建設資材 部 門	機械・金属 成形部門	エネルギー・ 環境部門	その他	全 社 (共 通)	合 計
1,807 ^人	1,311 ^人	1,107 ^人	2,913 ^人	1,964 ^人	228 ^人	413 ^人	930 ^人	10,673 ^人

(2) 当社の従業員数

化成品・樹脂 部 門	機能品・ ファイン部門	化学生産 部 門	建設資材 部 門	機械・金属 成形部門	エネルギー・ 環境部門	その他	全 社 (共 通)	合 計
145 ^人	217 ^人	1,107 ^人	518 ^人	257 ^人	182 ^人	- ^人	930 ^人	3,356 ^人

従業員数は前期末に比べ5人減少し、平均年令は42.3才、平均勤続年数は20.4年であります。

4. 当社の株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数 3,300,000,000株

(2) 発行済株式総数 1,008,993,923株

発行済株式総数は公募増資などにより前期末に比べ66,000,000株増加いたしました。

(3) 当期末株主数 99,801名

当期末株主数は前期末に比べ2,769名減少いたしました。

(4) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出資比率	持 株 数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	125,964 ^{千株}	12.48%	-	-
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	60,994	6.05	-	-
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン	19,609	1.94	-	-
住友生命保険相互会社	17,810	1.77	-	-
日本興亜損害保険株式会社	16,373	1.62	-	-
日本生命保険相互会社	16,356	1.62	-	-
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー-505019	15,986	1.58	-	-
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	15,760	1.56	-	-
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,000	1.49	-	-
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	13,864	1.37	-	-

(注)当社は、(株)三菱東京UFJ銀行の持株会社である(株)三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式2,655,54株(出資比率0.03%)を所有しております。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有
取得株式

普通株式 278千株
取得価額の総額 77百万円

処分株式

普通株式 449千株
処分価額の総額 94百万円

決算期における保有株式

普通株式 275千株

5 . 企業結合の状況

(1) 企業結合の成果

当期連結決算のセグメント別概況は次のとおりであります。

区 分	化成品・ 樹 脂	機能品・ ファイブ	建設資材	機 械・ 金属成形	エネルギー・ 環 境	その他	計	消 去 又は全社	連 結
売 上 高 (億円)	1,758	892	1,924	1,024	314	38	5,953	-	5,953
営業利益 (億円)	149	109	97	37	23	5	423	1	421
総 資 産 (億円)	2,086	1,022	2,171	943	514	52	6,790	213	7,004
連結子法人等の数	9	10	30	10	2	5	66	-	66
持分法適用 会社の数	7	1	15	2	2	8	35	-	35

(2) 重要な子法人等の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
宇 部 興 産 機 械 (株)	百万円 6,700	% 100.00	一般産業用機械 橋梁の製造、販売
宇部マテリアルズ(株)	4,047	60.45 (0.72)	マグネシアクリンカー 生石灰 消石灰 炭酸カルシウムの製造、販売
宇部アンモニア工業(有)	4,000	50.63	アンモニアの製造、販売
宇 部 日 東 化 成 (株)	2,493	100.00	電子・情報材料 FRP 産業資材 機能繊維の製造、販売
ウベ・オートモティブ・ノース・アメリカ・メイソン・プラント,インコーポレーテッド	千米ドル 208,400	100.00	米国でのアルミホイールの製造、販売
ウベ・マシナリー,インコーポレーテッド	13,000	100.00 (100.00)	米国における油圧機器の組立、販売
ウベ・オートモティブ・ノース・アメリカ・サニア・プラント,インコーポレーテッド	千カナダドル 85,383	100.00	カナダでのアルミホイールの製造、販売
ウベ・ケミカル・ヨーロッパ,エスエー	千ユーロ 34,265	100.00 (100.00)	カプロラクタム 硫安 1・6ヘキサ ンジオールの製造、販売
ウベ・エンジニアリング・プラスチック,エスエー	13,160	100.00 (100.00)	ナイロン樹脂の製造、販売
タイ・カプロラクタム,パブリック・カンパニー・リミテッド	百万バーツ 8,576	90.88	カプロラクタム 硫安の製造、販売
タイ・シンセティック・ラバース,カンパニー・リミテッド	1,106	73.10	ポリブタジエンの製造、販売

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子法人等が所有する議決権比率を内数で示しております。

6. 当社の主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が保有する当社株式数(出資比率)
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,284 <small>百万円</small>	15,000 <small>千株</small> (1.49) %
日本政策投資銀行	19,150	- (-)
株式会社みずほコーポレート銀行	19,014	12,487 (1.24)
農林中央金庫	17,512	12,374 (1.23)
三菱UFJ信託銀行株式会社	16,458	3,500 (0.35)

7. 当社の取締役および監査役

代表取締役社長	田村浩章
代表取締役	千葉泰久
代表取締役	岡田和彦
取締役	松本卓
取締役	古川陽道
取締役	宇野雅夫
社外取締役	松本善臣
社外取締役	元田充隆
常任監査役(常勤)	池田浩
常任監査役(常勤)	檜部正樹
常任監査役(常勤)	山中和郎
監査役	瀧本博志

(注) 当期中に退任した取締役および監査役(役名は退任時)

代表取締役副社長	小池裕之
取締役(専務待遇)	鈴木征夫
取締役(専務待遇)	平野忠昭
取締役(常務待遇)	田村勲
常任監査役(常勤)	山本正
監査役	福田浩一

(平成17年6月29日退任)

取締役会長

常見和正

(平成18年3月13日逝去)

8 . 当社の取締役および監査役に支払った報酬等の額

取締役13名 255百万円

監査役 6名 55百万円

(注) 1 . 上記のほか、退任取締役 4 名に対し249百万円、退任監査役 2 名に対し43百万円の退職慰労金を支払っております。

2 . 当期末現在の人員は取締役 8 名、監査役 4 名であります。

9 . 企業集団の会計監査人に対する報酬等の額

(1) 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

75百万円

(2) 上記(1)の合計額のうち、監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額

73百万円

(3) 上記(2)の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

54百万円

(注)当社と会計監査人との監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(3)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

連結貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	268,559	流動負債	291,293
現金及び預金	20,623	支払手形及び買掛金	97,070
受取手形及び売掛金	147,823	短期借入金	123,951
有価証券	10	一年以内償還社債	14,460
たな卸資産	81,459	未払金	28,553
繰延税金資産	5,319	未払法人税等	4,577
その他	14,807	賞与引当金	6,849
貸倒引当金 (-)	1,482	受注損失引当金	290
固定資産	431,870	その他	15,543
有形固定資産	357,519	固定負債	240,781
建物及び構築物	99,827	社債	2,520
機械装置及び運搬具	156,625	転換社債	19,898
土地	83,150	長期借入金	181,117
建設仮勘定	10,239	繰延税金負債	1,414
その他	7,678	退職給付引当金	10,118
無形固定資産	4,812	役員退職慰労引当金	1,345
その他	4,812	特別修繕引当金	174
投資その他の資産	69,539	事業損失引当金	2,533
投資有価証券	52,487	持分法適用に伴う負債	606
長期貸付金	2,186	連結調整勘定	6,631
繰延税金資産	6,154	その他	14,425
その他	13,674	負債合計	532,074
貸倒引当金 (-)	4,962	(少数株主持分)	
繰延資産	8	少数株主持分	18,600
社債発行費	8	(資本の部)	
		資本金	58,399
		資本剰余金	28,294
		利益剰余金	52,708
		再評価積立金	365
		その他有価証券評価差額金	11,588
		為替換算調整勘定 (-)	1,265
		自己株式 (-)	326
		資本合計	149,763
資産合計	700,437	負債、少数株主持分及び資本合計	700,437

連結損益計算書 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

科 目	金 額
	百万円
売上高	595,391
売上原価	474,997
売上総利益	120,394
販売費及び一般管理費	78,225
営業利益	42,169
営業外収益	9,936
受取利息	350
受取配当金	1,249
賃貸料	2,443
連結調整勘定償却額	362
持分法による投資利益	1,135
その他	4,397
営業外費用	18,851
支払利息	7,822
賃貸資産経費	2,252
為替差損	829
その他	7,948
経常利益	33,254
特別利益	701
過年度損益修正益	286
固定資産売却益	165
投資有価証券売却益	47
貸倒引当金取崩額	14
その他特別利益	189
特別損失	7,321
固定資産処分損	1,322
投資有価証券売却損	267
減損損失	294
投資有価証券評価損	327
貸倒引当金繰入額	471
特別退職金	467
関連事業損失	3,017
P C B 処理費用	626
その他特別損失	530
税金等調整前当期純利益	26,634
法人税、住民税及び事業税	7,103
法人税等調整額	2,562
少数株主利益	963
当期純利益	16,006

注記事項

連結計算書類作成のための基本となる事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数 66社

主要な連結子法人等の名称は、「営業報告書 会社の概況 5. 企業結合の状況」に記載している。

非連結子法人等の数 39社

主要な非連結子法人等の名称 宇部日新石灰(株)、中四国宇部コンクリート工業(株)

なお、非連結子法人等は総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額及び利益剰余金等の額のうち持分に見合う額の合計額がいずれも少額であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子法人等の数 19社

主要な持分法を適用した非連結子法人等の名称 宇部日新石灰(株)、中四国宇部コンクリート工業(株)

持分法を適用した関連会社の数 16社

主要な持分法を適用した関連会社の名称 宇部三菱セメント(株)、ユーエムジー・イービーエス(株)

持分法を適用しない非連結子法人等の数 20社

主要な持分法を適用しない非連結子法人等の名称 (株)宇部ケムスタッフ

持分法を適用しない関連会社の数 32社

主要な持分法を適用しない関連会社の名称 (株)北見宇部

なお、持分法を適用していない非連結子法人等及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金に重要な影響を及ぼさないので持分法の適用から除外している。

3. 連結の範囲の変更

連結子法人等である(株)北海道宇部は連結子法人等であった後志宇部コンクリート工業(株)及び非連結子法人等であった(株)小樽宇部を吸収合併した。

連結子法人等であるウベ・アメリカ、インコーポレーテッドは連結子法人等であったウベ・インターナショナル・ユーエスエー、インコーポレーテッドを吸収合併した。

連結子法人等であったウベ・コーポレーション・ユーエスエーについては、当期中に清算終了したため、連結の範囲から除外した。

連結子法人等であった宇部採石工業(株)については、株式売却により子法人等でなくなったため、当期より連結の範囲から除外した。

4. 持分法の適用の範囲の変更

持分法を適用していた宇部物産マグネシウム(株)については当期中に清算終了したため、持分法の適用から除外した。

5. 連結子法人等の事業年度に関する事項

連結子法人等のうち、ウベ・ケミカル・ヨーロッパ、エスエーほか14社の決算日は、12月31日である。

連結計算書類の作成に当たっては、ウベ・ケミカル・ヨーロッパ、エスエーほか14社については12月31日現在の計算書類を使用している。

なお、1月1日から連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

6. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法(定額法)

その他有価証券：時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

但し、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分割合で評価している。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法に基づく原価基準により評価している。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：当社は主として定額法を採用しているが、多くの連結子法人等は定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法を採用している。

無形固定資産：鉱業権については生産高比例法、その他については定額法を採用している。なお、ソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。

(4) 繰延資産の処理の方法

社債発行費については、繰延資産に計上し、商法の規定している最長期間により均等償却している。新株発行費については、支出時に全額費用処理している。

(5) 引当金の計上の方法

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上するほか、個別に回収不能を見積った債権を除いた一般債権に対して過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上している。

賞与引当金：従業員及び執行役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上している。

受注損失引当金：受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能な受注契約について、損失見込額を計上している。

退職給付引当金：従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、会計基準変更時差異(31,332百万円)については、13年による按分額を費用処理している。また、一部の連結子法人等は会計基準変更時差異を一括償却しており、このうち1社は退職給付信託を設定している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5~14年)による定率法により費用処理している。なお一部の子法人等は定額法を採用している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10~14年)による定率法により、翌期から費用処理している。

なお一部の子法人等は定額法を採用している。

また、執行役員に対する退職慰労金に充てるため、執行役員退職慰労金支給内規に基づき計算した期末要支給額を計上している。

役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金に充てるため、役員退職慰労金支給内規に基づき計算した期末要支給額を計上している。

事業損失引当金：当社及び連結子法人等が営む事業に関連して今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もり可能な金額を計上している。

- (6) リース取引の処理の方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (7) 消費税等の処理の方法
税抜方式によっている。
- (8) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子法人等の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。
- (9) 連結子法人等の資産及び負債の評価方法
全面時価評価法によっている。
- (10) 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定は、その効果の発現する期間に応じて償却することとし、償却期間は原則として計上後20年で償却している。
- (11) 利益処分項目等の取扱いに関する事項
連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成している。

会計方針の変更

従来、セメント製造工程で処理する廃棄物の有償受入による収益から費用を控除した純額を売上原価から控除していたが、資源リサイクル事業を収益事業と位置付け、営業品目化したことに伴い、当期よりセメント製造工程で処理する廃棄物の有償受入による収益は売上高に、費用は売上原価と販売費及び一般管理費に計上する処理に変更した。

この変更に伴い、従来の会計処理によった場合と比べ当期においては売上高が9,006百万円、売上原価が8,549百万円、販売費及び一般管理費が457百万円それぞれ増加しているが、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はない。

連結貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額 591,006 百万円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。
2. 担保に供している資産

現金及び預金	20 百万円
受取手形	1,845 百万円
売掛金	467 百万円
・無形固定資産	198,204 百万円
投資有価証券	8,400 百万円
3. 保証債務等 6,622 百万円
4. 受取手形割引高 2,948 百万円
5. 受取手形裏書譲渡高 84 百万円
6. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示している。

連結損益計算書関係

1. 一株当たりの当期純利益 16円 83銭
2. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示している。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

宇部興産株式会社
取締役会 御中

平成18年5月8日

新日本監査法人
指 定 社 員 公認会計士 渡 邊 和 紀 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 小 野 隆 良 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 成 田 智 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、宇部興産株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第100期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い宇部興産株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第100期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月10日

宇部興産株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 池田 浩 ㊟

常任監査役(常勤) 樫部 正樹 ㊟

常任監査役(常勤) 山中和郎 ㊟

監査役 瀧本博志 ㊟

(注) 監査役山中和郎及び監査役瀧本博志は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
	百万円		百万円
流動資産	123,016	流動負債	156,750
現金及び預	5,526	支払手形	2,055
受取手形	4,299	買掛金	39,821
売掛金	66,284	短期借入金	66,220
製品	13,852	一年以内償還社債	14,000
仕掛品	6,180	未払金	19,928
原材料及び貯蔵品	10,572	未払法人税等	883
前払費用	616	未払費用	3,710
繰延税金資産	2,195	前受金	377
短期貸付金	1,188	預り金	6,411
未収入金	12,178	賞与引当金	3,177
その他の金	401	その他	163
貸倒引当金 (-)	280	固定負債	177,372
固定資産	339,031	転換社債	19,908
有形固定資産	199,898	長期借入金	144,598
建物	29,097	繰延税金負債	7,482
構築物	37,985	退職給付引当金	2,655
機械装置	70,033	役員退職慰労引当金	376
車両運搬具	53	特別修繕引当金	31
工具器具及び備品	4,623	関連事業損失引当金	642
土地	53,984	その他	1,677
建設仮勘定	4,120	負債合計	334,123
無形固定資産	3,330		
鉱業権	903	(資本の部)	
ソフトウェア	2,109	資本金	58,399
その他	317	資本剰余金	29,195
投資その他の資産	135,802	資本準備金	25,680
投資有価証券	27,449	その他資本剰余金	3,515
関係会社株	97,787	資本金及び資本準備金減少差益	3,515
関係会社出資金	3,697	利益剰余金	29,771
長期貸付金	12,204	任意積立金	17,910
長期前払費用	3,472	配当引当積立金	120
その他の	4,256	減債積立金	300
貸倒引当金 (-)	13,065	特別償却積立金	85
		固定資産圧縮積立金	12,405
		別途積立金	5,000
		当期末処分利益	11,861
		その他有価証券評価差額金	10,628
		自己株式 (-)	69
		資本合計	127,924
資産合計	462,047	負債及び資本合計	462,047

損益計算書

(自平成17年4月1日
至平成18年3月31日)

科 目	金 額
	百万円 百万円
売 上 高	275,822
売 上 原 価	216,716
売 上 総 利 益	59,105
販売費及び一般管理費	37,698
営 業 利 益	21,407
営 業 外 収 益	9,178
受取利息及び配当金	2,942
そ の 他	6,236
営 業 外 費 用	11,927
支 払 利 息	4,834
そ の 他	7,093
経 常 利 益	18,657
特 別 利 益	8,269
固 定 資 産 売 却 益	111
投資有価証券売却益	24
投資損失引当金取崩額	1,011
関連事業損失引当金取崩額	6,635
貸倒引当金取崩額	12
設備補助金収入	188
過年度損益修正益	286
特 別 損 失	13,723
固 定 資 産 処 分 損	732
関係会社株式売却損	674
投資有価証券評価損	326
関係会社株式評価損	9,858
減 損 損 失	108
関 連 事 業 損 失	1,272
貸倒引当金繰入額	276
P C B 処 理 費 用	474
税引前当期純利益	13,204
法人税、住民税及び事業税	1,904
法 人 税 等 調 整 額	3,220
当 期 純 利 益	8,080
前 期 繰 越 利 益	3,781
当 期 未 処 分 利 益	11,861

注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

子会社及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他の有価証券：時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

但し、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算
期における純資産の当社持分割合で評価している。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品：原価法（総平均法）

仕掛品：原価法（総平均法、個別法）

原材料及び貯蔵品：原価法（総平均法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物、構築物、機械装置：定額法

その他：主として定率法

宇部アルミホイール工場の工具器具備品は定額法

無形固定資産

鉱業権：生産高比例法

ソフトウェア：社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他：定額法

(4) 繰延資産の処理の方法

新株発行費：支出時に全額費用処理している。

(5) 引当金の計上方法

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権につ
いては個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上するほか、個
別に回収不能を見積った債権を除いた一般債権に対して、過去の一定期
間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上してい
る。

投資損失引当金：関係会社への投資に対する損失に備えるため、その資産内容等を検討し
て必要と認められる額を計上している。なお、当引当金3,386百万円は、
貸借対照表上、関係会社株式から直接控除している。

賞与引当金：従業員及び執行役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上し
ている。

退職給付引当金：従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金
資産の見込額に基づき計上している。なお、会計基準変更時差異(27,903
百万円)については、13年による按分額を費用処理している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の
年数（13年）による定率法により費用処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一
定の年数（13年）による定率法により、翌期から費用処理している。

また、執行役員に対する退職慰労金に充てるため、執行役員退職慰労金支給内規に基づき計算した期末要支給額を計上している。

役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金に充てるため、役員退職慰労金支給内規に基づき計算した期末要支給額を計上している。

関連事業損失引当金：関係会社の財政状態の悪化に伴う損失に備えるため、投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上している。

- (6) リース取引の処理の方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (7) 消費税等の処理の方法：税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更

従来、セメント製造工程で処理する廃棄物の有償受入による収益から費用を控除した純額を売上原価から控除していたが、資源リサイクル事業を収益事業と位置付け、営業品目化したことに伴い、当期よりセメント製造工程で処理する廃棄物の有償受入による収益は売上高に、費用は売上原価と販売費及び一般管理費に計上する処理に変更した。

この変更に伴い、従来の会計処理によった場合と比べ当期においては売上高が9,294百万円、売上原価が8,837百万円、販売費及び一般管理費が456百万円それぞれ増加しているが、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はない。

3. 貸借対照表関係

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 348,320 百万円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。
- (2) 関係会社に対する短期金銭債権 34,635 百万円
関係会社に対する長期金銭債権 11,855 百万円
関係会社に対する短期金銭債務 17,946 百万円
関係会社に対する長期金銭債務 100 百万円
- (3) 取締役に対する短期金銭債権 12,003 百万円
取締役に対する短期金銭債務 9 百万円
なお、上記金銭債権債務は当社取締役が代表取締役を兼務している宇部三菱セメント(株)に対するものである。
- (4) 担保に供している資産
有・無形固定資産 112,379 百万円
投資有価証券 8,400 百万円
- (5) 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は10,628百万円である。
- (6) 保証債務等 43,514 百万円
- (7) 特別修繕引当金、役員退職慰労引当金及び関連事業損失引当金は、商法施行規則第43条の引当金である。
- (8) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

4. 損益計算書関係

- (1) 当期減価償却実施額 16,341 百万円
- (2) 関係会社への売上高 94,697 百万円
- (3) 関係会社からの仕入高 56,284 百万円
- (4) 関係会社との営業取引以外の取引高 5,769 百万円
- (5) 一株当たりの当期純利益 8円49銭
- (6) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

利益処分案

科 目	金 額
(当 期 未 処 分 利 益 の 処 分)	
当 期 未 処 分 利 益	11,861,411,620 ^円
任 意 積 立 金 取 崩 額	1,586,000,000
特 別 償 却 積 立 金	56,000,000
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,530,000,000
計	13,447,411,620
これを次のとおり処分する。	
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 3 円)	3,026,156,748
取 締 役 賞 与 金	28,410,000
監 査 役 賞 与 金	6,270,000
任 意 積 立 金 積 立 額	7,000,000,000
別 途 積 立 金	7,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	3,386,574,872
(その他資本剰余金の処分)	
そ の 他 資 本 剰 余 金	3,515,068,407 ^円
これを次のとおり処分する。	
そ の 他 資 本 剰 余 金 次 期 繰 越 額	3,515,068,407

独立監査人の監査報告書

宇部興産株式会社
取締役会 御中

平成18年5月8日

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 渡 邊 和 紀 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 野 隆 良 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 成 田 智 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、宇部興産株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第100期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第100期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い監査いたしました。

監査の方法については、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社については、必要に応じてその営業、業務並びに財産に関する報告及び説明を受けました。また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社についての職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月10日

宇部興産株式会社 監査役会

常任監査役(常勤)	池田 浩 ㊟
常任監査役(常勤)	樫部 正樹 ㊟
常任監査役(常勤)	山中和郎 ㊟
監査役	瀧本 博志 ㊟

(注) 監査役山中和郎及び監査役瀧本博志は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 997,270個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第100期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類の利益処分案(25頁)に記載のとおりであります。

当期は業績が回復してまいりましたので、利益配当金を1株につき3円(前期は1株につき2円)とさせていただきますと存じます。

役員賞与につきましては、取締役賞与金2,841万円(うち社外取締役240万円)および監査役賞与金627万円を計上させていただきますと存じます。現在、取締役は8名(うち社外取締役2名)、監査役は4名であります。なお各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることといたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことにより、単元未満株式についての権利、株主總會参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を新設するなど、条文の新設、削除、移設その他の修正ならびに条数および字句の変更を行うものであります。また、電子公告制度を導入するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 (省 略)	第1条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は東京都で発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は33億株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(第11条を移設)</p> <p>(1単元の株式の数、単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。 当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は電子公告とする。 <u>但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は33億株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は1,000株とする。 当社は第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(单元未満株式の買増)</p> <p>第7条 当社の<u>单元未満株式を有する株主</u> (実質株主を含む。以下同じ。)は株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示、单元未満株式の買取及び買増、株主(実質株主を含む。以下同じ。)としての諸届出その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示、单元未満株式の買取及び買増、株主としての諸届出その他株式に関する取扱及び手数料は取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)はその有する单元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増)</p> <p>第11条 当社の株主は株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する<u>取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は毎決算期(毎年3月31日)の株主名簿及び実質株主名簿に記載ある最終株主を以てその期の定時株主総会に於て株主の権利を行使すべき株主と看做す。前項のほか必要あるときは予め公告し、一定の日時に於て株主名簿及び実質株主名簿に記載ある株主を以てその権利を行使すべき株主と看做す。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第11条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議を以て自己株式を買受けることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会開催の時期)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。社長に事故あるときは予め取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(第8条へ移設)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。社長に事故あるときは予め取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は出席した株主の議決権の過半数を以てこれを行う。 商法第343条に定める特別決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の3分の2以上を以てこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し株主又は代理人は委任状を当会社に差出さなければならない。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、<u>法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以てこれを行う。</u> <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以てこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 <u>株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 当会社の取締役は15名以内とし、株主総会でこれを選任する。 取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数を以てこれを行う。 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の員数及び選任)</p> <p>第20条 当会社の取締役は15名以内とし、株主総会でこれを選任する。 <u>取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。</u> 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠又は増員として選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了するべきときまでとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する</u>ときまでとする。</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第18条 当会社を代表する取締役は5名以内とし、取締役会の決議によりこれを定める。 代表取締役は各自会社を代表する。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当会社を代表する取締役は5名以内とし、取締役会の決議により選定する。 代表取締役は各自会社を代表する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の役名)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は会日より3日前に各取締役及び各監査役に対してこれを発する。 <u>但し緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第21条 取締役の報酬は株主総会でこれを定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第22条 当社は<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする。</u></p> <p>(相談役、顧問)</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第24条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会でこれを選任する。 監査役の選任決議は<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数を以てこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>(取締役の役名)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対してこれを発する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(相談役、顧問)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数及び選任)</p> <p>第28条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会でこれを選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第26条 監査役会の招集通知は会日より3日前に各監査役に対してこれを発する。 <u>但し緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第27条 監査役の報酬は株主総会でこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第28条 当会社の営業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益金の処分)</p> <p>第29条 当会社の利益金は株主総会の決議を以て処分する。但し法令に定めあるものはこれによる。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第30条 当会社の利益配当金は毎年3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿によりこれを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第31条 当会社は取締役会の決議に基づき毎年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿により商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という。)を行うことができる。</p> <p>(<u>転換社債の転換の時期</u>)</p> <p>第32条 <u>転換社債の転換により発行した株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日より9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日より翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものと看做してこれを支払う。</u></p>	<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は会日より3日前までに各監査役に対してこれを発する。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬等は株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当会社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の処分)</p> <p>第34条 当会社の剰余金は株主総会の決議を以て処分する。但し法令に定めあるものはこれによる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当会社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第33条 利益配当金及び中間配当金は支払開始の日より満5年を経過してもその受領がないときは当社は支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第37条 期末配当金及び中間配当金は支払開始の日より満5年を経過してもその受領がないときは当社は支払の義務を免れるものとする。</p>

第 3 号議案 補欠社外監査役 1 名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠社外監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

氏 名 生 年 月 日	略 歴 ・他の会社の代表者であるとき の社名 役職名	所有する 当社株式 の数
今 泉 敏 栄 昭和12年7月20日生	昭和44年12月 昭和監査法人(現 新日本監査法人)入所 昭和51年2月 昭和監査法人(現 新日本監査法人)代表社員 平成15年6月 新日本監査法人退職 平成17年1月 エスエヌコーポレートアドバイザー株式会社監査役 現在に至る	3,000株

第 4 号議案 故取締役常見和正氏に弔慰金贈呈の件

平成18年3月13日に逝去されました故取締役常見和正氏に対し、その在任中の功労に報いるため退職慰労金に代えて弔慰金を、当社の一定の基準にしたがい在職年数、功績等を勘案した妥当な範囲内において贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
常 見 和 正	平成5年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成10年6月 当社専務取締役 平成11年6月 当社代表取締役社長 平成15年6月 当社取締役会長兼代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役会長 平成18年3月 逝去

第5号議案 取締役および監査役に対し退職慰労金制度廃止に伴う 打ち切り支給の件

当社は、株主への説明責任を果たし透明性を一層高めるとともに株主との価値共有を図るため役員処遇制度を改訂し、退職慰労金制度については廃止することといたしました。

これに伴い、在任中の取締役および監査役に対し退職慰労金を当社の一定の基準にしたがい在职年数、功績等を勘案した妥当な範囲内において打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各氏の退任時とし、具体的金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。ただし、取締役の場合は、取締役、執行役員のいずれをも退任した時に支給するものいたします。

社外取締役についても、他の取締役同様といたしたいと存じます。現在、取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査役は4名であります。

各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
田 村 浩 章	平成9年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務執行役員 平成15年6月 当社取締役（専務待遇）専務執行役員 平成17年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
千 葉 泰 久	平成9年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務執行役員 平成15年6月 当社取締役（専務待遇）専務執行役員 平成17年6月 当社代表取締役、副社長執行役員 現在に至る
岡 田 和 彦	平成11年6月 当社取締役 平成13年6月 当社取締役（常務待遇）常務執行役員 平成15年6月 当社取締役（専務待遇）専務執行役員 平成17年6月 当社代表取締役、副社長執行役員 現在に至る

氏 名	略 歴
松 本 卓	平成11年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務執行役員 平成15年6月 当社取締役（専務待遇） 平成17年6月 当社取締役 現在に至る
古 川 陽 道	平成17年6月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る
宇 野 雅 夫	平成17年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る
松 本 善 臣	平成17年6月 当社社外取締役 現在に至る
元 田 充 隆	平成17年6月 当社社外取締役 現在に至る
池 田 浩	平成15年6月 当社常任監査役 現在に至る
櫻 部 正 樹	平成16年6月 当社常任監査役 現在に至る
山 中 和 郎	平成17年6月 当社常任監査役 現在に至る
瀧 本 博 志	平成17年6月 当社監査役 現在に至る

第 6 号議案 取締役に対するストックオプション報酬等の額および 内容決定の件

当社は、退職慰労金制度の廃止に伴い、社外取締役を除く取締役に對し、退職慰労金相当額の半分を目途に相応額を既に業績連動型に移行している月額報酬に加算し、残りについて、株価との連動性を高め株主と利害を一致させることにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権（行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を 1 円とする新株予約権）を割当てたいと存じますが、会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行により、ストックオプションとして取締役に割当てられる新株予約権は、取締役の報酬等の一部であると位置づけられることとなりました。

つきましては、当社の取締役の報酬等の額は平成元年 6 月 29 日開催の第 83 回定時株主総会において、月額 6,000 万円以内とする旨のご承認をいただいておりますが、当該報酬月額とは別に、ストックオプションとして社外取締役を除く取締役に割当ててる新株予約権に関する報酬等の額および内容につき、ご承認をお願いするものであります。現在、取締役は 8 名（うち社外取締役 2 名）であります。

なお、社外取締役には、独立性確保のためストックオプションを割当てず、退職慰労金相当額を月額報酬に加算いたします。

1. ストックオプションとして取締役に割当ててる新株予約権に関する報酬等の額

年額 1 億円以内とする。

2. ストックオプションとして取締役に割当ててる新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類および数

各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は 1,000 株とし、新株予約権の総数は 180 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、その数は 18 万株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額 1 円に付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当ての日より 25 年以内とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

上記(3)の期間内において、新株予約権者は、原則として当社の取締役および執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から 8 年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第 7 号議案 監査役の報酬等の額改訂の件

当社の監査役の報酬等の額は平成元年 6 月 29 日開催の第 83 回定時株主総会において、月額 600 万円以内とする旨のご承認をいただいておりますが、退職慰労金制度の廃止に当たり、独立性の確保のため監査役にはストックオプションを割当てませんので、退職慰労金相当額を月額報酬に加算いたしたいと存じます。

つきましては、監査役の報酬等の額を月額 800 万円以内に増額することといたしたく改訂をお願いするものであります。現在、監査役は 4 名であります。

以 上